

# 総務民生委員会

委員長…浦崎みゆき 副委員長…金城好春  
委員…新垣由雄・大城勝・大宜見洋文  
照屋仁士・赤嶺奈津江・大城毅

## 行政手続条例で権利保護

**問** これまで行政手続規則で規定したものを条例に格上げして制定するというが、行政手続条例とすることで何が変わるのか。

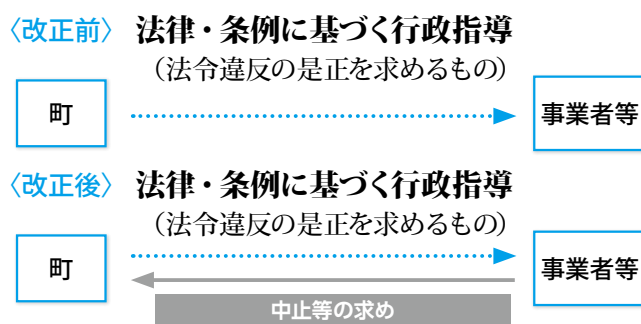
**答** 行政手続条例は処分等の手続きに関する事項を規定している。条例とすることで、行政が行う手続き内容や行政処分の根拠が明確になる。行政運営における公平性の確保と透明性の向上を図るため制定する。市民の権利や利益の保護につながる。

**問** 行政手続法の改正ポイントは何か。

**答** 行政手続法の改正によって3つの条文も追加した。

- ① 処分の求め
- ② 行政指導の中止等求め
- ③ 行政指導の方法の改正

## 「行政指導の中止等の求め」のイメージ



## 企業立地マッチングは

**問** 津嘉山北土地区画整理区域内の地権者を対象とした「企業立地マッチング説明会」はどのようなものか。

**答** 農地として活用されていた区画整理地内の企業立地促進を図る目的がある。企業立地に適した土地等の情報を求めている事業者と産業用地として利用できる物件を持つ地権者の連携を図るため開催する。

## 地域農業活性化事業補助金

**問** 一括交付金事業である地域農業活性化事業補助金が約8千万円の減額補正されている。この事業は強化型パイプハウス設置に対する補助である。減額の理由は何か。

**答** 地域農業活性化事業補助金が大幅減額した理由は2つある。

### ○理由1

スターフルーツが県から拠点産地認定を受けた。一部農家に対する補助が県事業の「災害に強い栽培施設の整備事業」の対象となり、町補助から外れた。

最終的にスターフルーツの補助は県補助事業対象が3戸、町補助事業対象が2戸、平成28年度以降に補助対象が3戸と変更になった。

### ○理由2

きゅうりに対する補助も町の一括交付金から県補助事業の「特定地域経営支援対策事業」となった。



総務民生委員会の審議の様子